

## 2015年市議会2月通常会議 請願

[請願第1号](#) 国民健康保険料の連続値上げの中止を求めることについて

[請願第2号](#) 実効性ある避難計画が策定されていないなど市民の安全の確保ができないなかでは、高浜原発3号機、4号機の再稼働をしないよう求める意見書の提出を求めることについて

[請願第3号](#) 「集団的自衛権関連法案を拙速に国会に提出しないことを求める意見書」の提出を求めることについて

[請願第4号](#) 中学校給食の実施を求めることについて

[請願第5号](#) はり・きゅう・マッサージ施術費助成制度の維持を求めることについて

## 国民健康保険料の連続値上げの中止を求めることについて

【紹介議員：共産党、清正】

多くの市民の所得が伸びないなかで昨年4月に消費税が8%へと増税され、特に国民健康保険に加入する中小業者やその家族・従業員、年金生活者などの暮らしはますますきびしくなっています。雇用も非正規労働者だけが伸びており、年金は引き下げられるなど低所得化が加速しています。

2014年度の大津市国民健康保険料は値上げされ、所得200万円、40歳夫婦と子ども1人のモデル3人世帯で347,660円（前年比+16,320円）となり、4.9%もの大幅な負担増になりました。私たちは昨年4月以降、国保料引上げ中止の署名6,624筆を市長へ提出しました。これまでなかった一般会計から約6億5,000万円の法定外繰り入れが行われたこと、さらに繰越金から1億7,500万円を投入し値上げ幅が当初提案より抑えられた努力は評価できますが、それでも過去最高の国保料となりました。

さらに今年1月28日の国保運営協議会において、来年度も3.9%（上記モデル世帯で13,410円増）の国保料引き上げが提案されました。その結果ますます生活は圧迫されて滞納世帯が増え、国保財政が悪化する悪循環となることが懸念されます。一般会計からの繰り入れを行い、連続値上げをしないでください。

2014年3月末の大津市における国民健康保険加入世帯54,563世帯のうち6,370世帯（11.7%）が何らかの滞納を抱えています。未納世帯の割合を所得階層別にみると、所得なしで12.6%、1～100万円未満で11.3%、100万～300万未満で11.7%であり、生活保護基準に近い、またはそれ以下の低所得世帯にとって「払いたくても払えない」保険料であるといえます。

大津市の国民健康保険事業では、保険料算出の際に、保険料総額を収納率で割り戻して賦課額を算出するという方式で、保険料未納分を被保険者に転嫁しています。その上、生活困窮者の減免制度の拡大が図った場合、減免者の保険料分を他の被保険者に転嫁しては、ますます保険料が高くなります。

そもそも国民健康保険法は第1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とし、第4条で国保事業の運営の健全化を国と都道府県の責務としており、国保は単なる国民同士の助け合い事業ではありません。社会保障として実施されている国民健康保険事業ですが、高い保険料のために暮らしが圧迫され、これが払えないために医療を受ける権利すら侵害している事態は、本来の国民健康保険事業の目的にも逆行するものです。また、市町村の国民健康保険会計に対する国庫負担率が、1984年の49.8%から現在は24%へと大幅に削減され続けていることが、高くなった保険料の要因の一つです。

社会保障としての国民健康保険事業を守り発展させるために、以下の諸項目についてお願いいたします。

### 請願事項

1. 2015年度の国民健康保険料の値上げを行わないでください。

請願者：大津市の国保をよくする会

## 実効性ある避難計画が策定されていないなど市民の安全の確保ができないなかでは、高浜原発3号機、4号機の再稼働をしないよう求める意見書の提出を求めることについて

【紹介議員：共産党、清正、みんな】

福島第一原発事故から4年を迎えようとしています。しかし、いまだに毎日2億4,000万ベクレルの放射性物質が大気中に放出され、毎日200億ベクレルの放射性物質が海洋に流出しています。今なお12万人を超える人たちが、故郷に戻れず避難生活を余儀なくされています。安倍首相は1月30日午後の衆議院予算委員会で、福島第一原発の状況について「汚染水対策を含め、廃炉、賠償、汚染など課題が山積している」としたうえで「今なお厳しい避難生活を強いられている被災者の方々を思うと、収束という言葉を使う状況にはない」と語り、「収束」という言葉を使う状況にはないと認識を示しました。

2月12日、高浜原発3、4号機について原子力規制委員会は、審査書を正式に決定しました。なお、高浜3、4号機は通常よりも危険なプルサーマル発電が予定されています。しかし、事故時の避難計画は再稼働の要件とはなっておらず、住民の安全を担保するための具体的な課題が解決されていないのが現状です。

昨年3月末に改定された「滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）」や「広域避難計画」は、滋賀県シミュレーションで示された最低10日間の飲料水の摂取制限に対して具体的な対策がなく、滋賀県民である大津市民はもとより近畿1,400万人の命は危険にさらされてしまいます。

また、予測での陸地へのセシウム、放射性ヨウ素の沈着は、全村避難となった福島県飯舘村のような状況が現出する地域が考えられるが、避難計画等に反映されていない、また、広域避難計画についても、マイカー避難の際の中継地点での除染の問題や、そもそも広い駐車場がない、または国道161号線等の寸断時の対処は今後の課題といったことなど、根本的なことが何一つ解決されておらず極めて不十分です。

さらに、関西電力の高浜原発3、4号機の重大事故想定では、事故発生から炉心損傷開始まで19分、メルトスルー開始まで90分とされていて、これでは、住民が被ばくせずに避難することは不可能です。そもそも、原発過酷事故での避難計画や防災計画など、誰が取り組んでも実効性のあるものを立てることは困難である中、どの自治体も最悪のシナリオを想定した上での現実性のある合理的な避難計画を立てることができないで苦しんでいるのに、それを尻目に再稼働がされようとしていることに疑問を感じます。以上のように、高浜原発3、4号機で福島第一原発事故と同様の事故が起こった場合、住民の命や健康、暮らしに大きな被害を受けることが大いに考えられるうえに、近畿1,400万人の水源であるびわ湖が汚染されることによる影響は計り知れません。

私たちは、市民の生命と安全を守るため、合理的な避難計画が策定されていないなど安全の確保に疑問がある限り、高浜原発3号機、4号機の再稼働をしないことを、国に対し強く求めるものです。

以上から、大津市議会として国に対し、実効性ある避難計画が策定されていないなど市民の安全の確保ができていないなかでは、高浜原発3号機、4号機の再稼働をしないよう求める旨の意見書を提出することを請願します。

請願者：市民5名

## 「集団的自衛権関連法案を拙速に国会に提出しないことを求める意見書」の提出を求める ことについて

【紹介議員：共産党】

昨年7月1日、政府は集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行いました。

そして現在、自衛隊法など関連する多数の法整備の準備を進めています。

集団的自衛権とは、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を持って阻止する権利」とされています。政府はこれまで一貫して、集団的自衛権の行使は、憲法第9条のもとで許される自衛権の範囲を超えるものであって、憲法上許されないとの立場を堅持してきました。

このような憲法の基本原理に関わる重大な変更、すなわち憲法第9条の実質的な改変を、国民の中で十分に議論することすらなく、憲法に拘束されるはずの政府が閣議決定で行うということは、立憲主義に根本から違反しています。

集団的自衛権を行使するという事は、日本の国土や国民の命を守るのではなく、アフガン戦争やイラク戦争のように戦争に参加し、戦争を担う自衛隊員が人を殺し殺される立場になります。米国のイラク戦争の結果、100万人以上のイラク市民が殺され400万人以上が難民となり（マサチューセッツ工科大学国際研究センター2009年）、米兵も約4,500人が死亡（米国防総省2012年）し、帰国した兵士の多くがPTSD（心的外傷後ストレス障害）に苦しんでいます。このように、日本においても今後若い世代がその役割を担うことになってしまい、こんな社会は私たちの望む社会ではありません。

しかし、安倍政権は、4月の統一地方選後に集団的自衛権関連法案を国会に提案し、通常国会での成立をめざすとしています。その詳細は明らかにされていませんが、①武力攻撃事態法の中に、「日本と密接な他国への武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」として「存立事態」という概念を導入し、自衛隊の派兵を行うようにする。②同時に特定公共施設利用法等の改定などで「存立事態」時における港湾、空港、道路等の優先使用をはじめとした自治体の戦争協力義務、国民の協力義務の範囲も広げる。③米国等の有志連合の軍事行動を支援（建前としては後方支援）するため恒久的派兵法の制定、などが報道されています。この「存立事態」は、日本に対する攻撃ではなく他国に対する武力攻撃に「反撃」するためのものであり、集団的自衛権を行使するためのものです。また、恒久派兵法の後方支援とは純然たる軍事行動です。どれも憲法9条に明確に違反するものばかりです。

さらに自治体にとって見過ごすことが出来ないのは、「存立事態」にかかわって自治体への戦争協力が強制されることです。自衛隊が米軍と戦争をする際には自治体の協力が不可欠です。1997年の日米防衛協力指針（新ガイドライン）策定過程で、在日米軍の国内空港、港湾、道路、病院の優先使用、交通統制など計1,059項目の支援要求リスト及びそれに対応する防衛庁（当時）協力リストが明らかになりました。今回の法案は、その協力を強制力を持たせるものです。

自治体の任務は市民の生命財産を守ることで戦争に協力することではありません。侵略戦争への協力の反省から生まれた憲法の「地方自治の本旨」は平和主義の実現を要請しており戦争協力はありません。大津市民である自衛官、医師、看護師や輸送に関わる民間業者などが集団的自衛権によって海外の戦地に送られ、殺し殺されることは憲法上許されません。市の管理する施設が戦争に使われることがあってはなりません。

過去の戦争で、地域も、学校も、親たちまでが一緒になって、若者を「お国のために命を捧げろ」と戦場に送り込んでしまった痛恨の過ちを、二度と繰り返してはなりません。この先、地域の若者を戦場に送り出すことにつながらないよう、大津市議会として下記事項を意見書として国に提出するようお願いします。

#### 請願事項

1. 大津市議会として、国に対し、集団的自衛権の行使を具体化させる法案については、拙速に国会に提出しないことを求める意見書を提出すること。

請願者：市民5名

## 中学校給食の実施を求めることについて

【紹介議員：共産党、湖誠、公明、清正、大志】

全国ではすでに8割を超える中学校で給食が実施されています。県内では、すでに約7割の自治体の実施しており、来年4月には豊郷町、彦根市で中学校給食が実施されます。大津市（志賀中学校、葛川中学校を除く）、草津市、栗東市、守山市では未実施です。

大津市では、弁当を持参していますが、家庭の事情で弁当を持参できない場合は、市が実施している「スクールランチ」（希望者のみ業者から410円で購入する弁当・平成25年度利用率1.34%）を利用したり、通学途中や購買で弁当やパンを購入しています。

食生活・栄養の偏りなど「食の乱れ」が指摘される現代、子どもたちに食育の推進が求められています。

子どもの身体と心を育てるために必要な昼食は、栄養バランスを考えた、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく、地域の伝統や豊かさを伝えられるような食事です。また、格差を昼食に持ち込まないために、みんなが同じものを安心して食べられることも大切です。これらのことが実現できるのは全員を対象とした学校給食法に基づく学校給食です。

学校給食法には「地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない」と明記されており学校給食実施の重要性は明らかです。さらに、給食施設の調理機能は災害時の食事提供という面でも大きな役割を果たします。

是非、中学生の身体と心を育てる中学校給食を実施して頂きますようお願いします。

### 請願事項

1. 中学校給食を実施してください。

請願者：大津のよりよい学校給食を考える会  
代表 他 3,529人

## はり・きゅう・マッサージ施術費助成制度の維持を求めることについて

【紹介議員：共産党】

現在大津市においては、高齢者の健康増進を目的とした、「はり・きゅう・マッサージ施術費助成制度」が設けられ、70歳以上の市民が本人の申請によって「月2回」無料で同施術が受けられます。この制度は昭和49年度から実施されている助成制度です。

高齢者人口の増加は、大津市においても例外ではなく、65歳以上の高齢者は約80,000人、介護認定者は、約15,000人に達します。介護制度など公的な施策を利用しながら、家族や近所に迷惑をかけず暮らしつつきたいという思いは、高齢者すべての願いです。

月2回、持続した専門家による鍼・灸・マッサージの施術は、こうした高齢者の心身の健康維持にとって、きわめて有効な施術であり、その助成制度は、高齢化社会における介護予防の大切な施策となっています。

以上をふまえ、私たちは来年度以降においても、現行制度を継続されるよう要求します。

### 請願事項

1. 「はり・きゅう・マッサージ施術費助成制度」を現行どおり、1か月につき2回の助成を維持すること。
2. 毎年度、新70歳をはじめ高齢者に、同制度の周知をはかること。

請願者：日本共産党唐崎学区後援会  
日本共産党滋賀学区後援会  
日本共産党長等学区後援会  
代表 他560人